

墨田区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行																																
<p>(資金の種類)</p> <p>第4条 資金の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) 〔略〕</p> <p>(10) 修学資金 女性又は女性が扶養している子が高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）、大学、<u>大学院</u>、高等専門学校又は専修学校において修学するのに必要な資金</p> <p>(11) 就学支度資金 女性又は女性が扶養している子の小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）、高等学校、大学、<u>大学院</u>、高等専門学校、専修学校又は各種学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）以外の法律の規定に基づき特別の教育を行う施設を含む。以下同じ。）への入学に際し必要な資金。ただし、小学校又は中学校への入学に係る資金にあっては、貸付けを受けようとする者が特に経済的に困難な事情にある場合に限る。</p> <p>(貸付けの限度額等)</p> <p>第5条 資金の貸付けの限度額、据置期間及び償還期限は、次表のとおりとする。</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第4条 〔同左〕</p> <p>(1)～(9) 〔略〕</p> <p>(10) 修学資金 女性又は女性が扶養している子が高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）、大学、高等専門学校又は専修学校において修学するのに必要な資金</p> <p>(11) 就学支度資金 女性又は女性が扶養している子の小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）以外の法律の規定に基づき特別の教育を行う施設を含む。以下同じ。）への入学に際し必要な資金。ただし、小学校又は中学校への入学に係る資金にあっては、貸付けを受けようとする者が特に経済的に困難な事情にある場合に限る。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第5条 〔同左〕</p>																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>資金の種類</th> <th>限度額</th> <th>据置期間</th> <th>償還期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業開始資金 ） 結 婚 資 金</td> <td>〔略〕</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1～8 〔略〕 9 大学院に修学する期間中 月額 132,000円 (博士課程にあっては、183,000円)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>10 国、地方公共団体又は国立大学法人が設置する専修学校の高等課程に</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	資金の種類	限度額	据置期間	償還期限	事業開始資金 ） 結 婚 資 金	〔略〕				1～8 〔略〕 9 大学院に修学する期間中 月額 132,000円 (博士課程にあっては、183,000円)				10 国、地方公共団体又は国立大学法人が設置する専修学校の高等課程に			<table border="1"> <thead> <tr> <th>資金の種類</th> <th>限度額</th> <th>据置期間</th> <th>償還期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業開始資金 ） 結 婚 資 金</td> <td>〔略〕</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1～8 〔略〕 〔新設〕</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>9 〔同左〕</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	資金の種類	限度額	据置期間	償還期限	事業開始資金 ） 結 婚 資 金	〔略〕				1～8 〔略〕 〔新設〕				9 〔同左〕		
資金の種類	限度額	据置期間	償還期限																														
事業開始資金 ） 結 婚 資 金	〔略〕																																
	1～8 〔略〕 9 大学院に修学する期間中 月額 132,000円 (博士課程にあっては、183,000円)																																
	10 国、地方公共団体又は国立大学法人が設置する専修学校の高等課程に																																
資金の種類	限度額	据置期間	償還期限																														
事業開始資金 ） 結 婚 資 金	〔略〕																																
	1～8 〔略〕 〔新設〕																																
	9 〔同左〕																																

<p>修学資金</p>	<p>修学する期間中 月額 34,500円</p> <p>11 私立の専修学校の高等課程に修学する期間中 月額 52,500円</p> <p>12 国、地方公共団体又は国立大学法人が設置する専修学校の専門課程に修学する期間中 月額 76,500円</p> <p>13 私立の専修学校の専門課程に修学する期間中 月額 90,000円</p> <p>14 専修学校の一般課程に修学する期間中 月額 48,000円</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>修学資金</p>	<p>10 [同左]</p> <p>11 [同左]</p> <p>12 [同左]</p> <p>13 [同左]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>就学支度資金</p>	<p>160,000円 (私立の高等学校又は専修学校の高等課程へ入学する場合にあっては420,000円、国、地方公共団体、国立大学法人若しくは公立大学法人が設置する大学、大学院若しくは短期大学、国、地方公共団体、独立行政法人国立高等専門学校機構若しくは公立大学法人が設置する高等専門学校又は国、地方公共団体若しくは国立大学法人が設置する専修学校の専門課程へ入学する場合にあっては380,000円、私立の大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校の専門課程へ入学する場合にあっては590,000円)</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>就学支度資金</p>	<p>160,000円 (私立の高等学校又は専修学校の高等課程へ入学する場合にあっては420,000円、国、地方公共団体、国立大学法人若しくは公立大学法人が設置する大学若しくは短期大学、国、地方公共団体、独立行政法人国立高等専門学校機構若しくは公立大学法人が設置する高等専門学校又は国、地方公共団体若しくは国立大学法人が設置する専修学校の専門課程へ入学する場合にあっては380,000円、私立の大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校の専門課程へ入学する場合にあっては590,000円)</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>(貸付金の償還猶予) 第19条 区長は、次に掲げる場合は、借受者に対し、貸付金の償還を猶予することができる。ただし、第1号に掲げる場合において、当該貸付金に係る連帯借主がある場</p>				<p>[同左] 第19条 [同左]</p>			

合におけるその連帯借主が償還期日に当該貸付金を償還することができるものと認められるときは、この限りでない。

(1) 〔略〕

(2) 修学資金又は就学支度資金に係る貸付金の償還期日において、当該資金の貸付けにより修学し、又は入学した者が、中学校、高等学校、大学、大学院、高等専門学校若しくは専修学校において修学し、又は技能習得資金の貸付けにより知識技能を習得しているとき。

2 〔略〕

(1) 〔略〕

(2) 修学資金又は就学支度資金に係る貸付金の償還期日において、当該資金の貸付けにより修学し、又は入学した者が、中学校、高等学校、大学、高等専門学校若しくは専修学校において修学し、又は技能習得資金の貸付けにより知識技能を習得しているとき。

2 〔略〕

#### 付 則

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の第4条、第5条の表及び第19条の規定は、この条例の施行の日以後に貸付けの申請があったものから適用し、同日前に貸付けの申請があったものについては、なお従前の例による。